

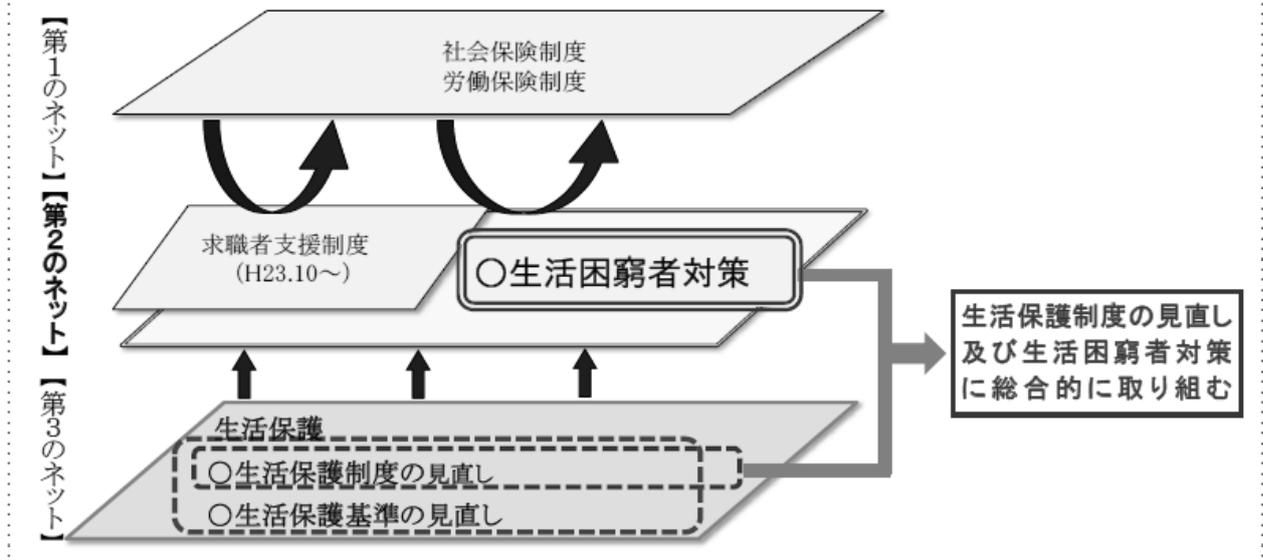
## 生活困窮者自立支援制度について

昨年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。これに伴い、福祉事務所を設置する自治体においては、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する、早期かつ包括的な相談支援を、法に基づく支援制度として実施していくことになります。

### 1 現状・背景

- 近年の稼働年齢層を含む生活保護世帯の急増など、社会経済環境の変化に伴う重層的なセーフティネット構築の必要性が顕在化
- 本市においても、従来（平成 21 年度）から、生活保護に至る前の第 2 のセーフティネットの必要性について、国への要望・提案を継続的に実施
  - ⇒ 国では、平成 24 年 4 月から 25 年 1 月にかけて、社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」において、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しが一体的に議論・検討

【参考】生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者支援対策の全体像（国資料から抜粋）



## 2 制度の概要

### (1) 対象者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

(法第2条第1項)

### (2) 実施事業

○自治体の必須事業・任意事業、社会福祉法人や企業等の自主事業とで構成

○自治体が行う事業については、直接実施(直営)のほか、委託による実施も可能

| 必須事業                    | 内容  |
|-------------------------|---|
| 自立相談支援事業                | 生活困窮者に対する就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のための支援プラン作成等を実施し、包括的・継続的に支援                 |
| 住居確保給付金の支給              | 離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給 ※現行の「住宅支援給付事業」が法定事業として恒久化されるもの |
| 任意事業                    | 内容  |
| 就労準備支援事業                | 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施   |
| 一時生活支援事業                | 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を実施  |
| 家計相談支援事業                | 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を実施   |
| その他の任意事業                | 生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業 等  |
| 社会福祉法人や企業等の自主事業         |   |
| 就労訓練事業<br>(いわゆる「中間的就労」) | 一般就労に向けて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行う事業                                  |

⇒ 基本は現金給付ではなく、自立に向けた人的支援が中心という点が特徴

## 3 中区モデル事業(自立相談支援モデル事業)の実施状況

### (1) 概要

○25年10月から中区内で直営型の自立相談支援モデル事業を実施

○区保護課の相談窓口を機能拡充した「生活支援相談窓口」を設置し、従来の生活保護の相談対応等と合わせワンストップによる相談対応

### (2) 実施状況

○26年7月までの10か月間で、相談者数：165人、支援申込み：63人、支援終了：31人

○相談経路としては、庁内他課からのつながりが57人(相談者の約35%)

[内訳] 税務課：5人、保険年金課：32人、高齢・障害支援課、こども家庭支援課等：20人

⇒ 税・国民健康保険料等の納付相談窓口との円滑な庁内連携による、対象者の早期把握・早期支援

○支援申込者の平均年齢は54歳、申込者のうち60歳以上が22人

### (3) 今後の課題

○ハローワーク等、外部の機関から引き継がれる事例がまだ少なく、27年度に向けて一層の制度周知・広報が必要

#### 4 本市における 27 年度以降の対応

必須事業となる自立相談支援事業は直営で実施、  
各種の任意事業（就労準備支援等）は委託による実施を基本とする

(1) 支援窓口

全区に設置（所管：保護課）

(2) 実施方式の考え方

○ 自立相談支援事業

制度の核となる事業であり、ワンストップでの相談と、本市の豊富な支援ノウハウを活かした支援を行うため、直営での実施

○ 各種の任意事業（就労準備支援等）

相談者の状況に応じたきめ細かな支援メニューとなるため、本市における豊富な社会資源（社会福祉法人・NPO 法人等）への委託による実施

※全ての任意事業について、実施に向けて検討・調整中

○ 社会福祉法人や企業等の自主事業（就労訓練事業）

実施事業者の拡充に向けて、制度の普及啓発に取り組むほか、参入促進策について国への要望等を継続

⇒ 直営・委託等の混合体制での制度運営により、官民協働による地域の支援体制を構築

#### 5 法施行に向けた今後の取組

中区モデル事業での実践例や、今後国から示される政省令等の内容を踏まえ、市全体での円滑な制度施行に向けた準備を進めていきます。特に、人材育成については、国の養成研修への派遣に加え、本市独自の研修を企画立案・実施していきます。また、市内部での連携の仕組みづくりを進めていくほか、27 年 4 月に向け、市民・関係機関向けの制度周知・広報を、積極的に行っていきます。